

(仮称)

長崎市よかまちづくり条例

～意見交換会用パンフレット～

**長崎市自治基本条例検討委員会
(愛称)よかまちづくり隊**

(仮称)長崎市よかまちづくり条例とは？

長崎市よかまちづくり条例^(※)とは、

長崎市のまちづくりの基本的な方向性や、さまざまな主体の役割や協働のあり方、行動の指針を定める条例です。

一般的には「自治基本条例」といわれる条例です。

○全国で300以上の自治体が制定（平成26年3月現在）

○長崎県内では対馬市のみ制定（平成24年4月施行）

※条例名は、検討委員会で話し合っただけのものであり、現段階では（仮称）が付きます。議会提案の際に正式決定することとなります。

なぜ条例が必要なの？

社会状況 の変化

以前は、近所のかた同士でいろいろなことを解決しながら暮らしていました。しかし、人口減少や生活スタイルの多様化が進むと、ご近所さんが顔を合わすことも減り、これまで協力して解決できていた課題が解決できないという事例が多くなってきました。

公共分野 への 市民参加

長崎市では、自治会やNPO、ボランティア、大学、企業など、様々な主体による市民の皆さんの参画が進んでいることから、ルールづくりが必要となっています。

地方分権 の 進展

例えば、道路の勾配など国が一律に決めたルールを、地域にあったものとするよう市が決められるようになったことから、長崎市では、坂のまちにあった基準を定めました。

このように、地域の実情に合った自治体運営への転換が求められています。

これからは、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを持って、市民の皆さんや、企業、大学、行政などがお互いに協力し、まちづくりを進めることが重要です！

「長崎のまちをみんなで作る」
そのための まちづくりの役割分担やルール

が必要！！

長崎市よかまちづくり条例

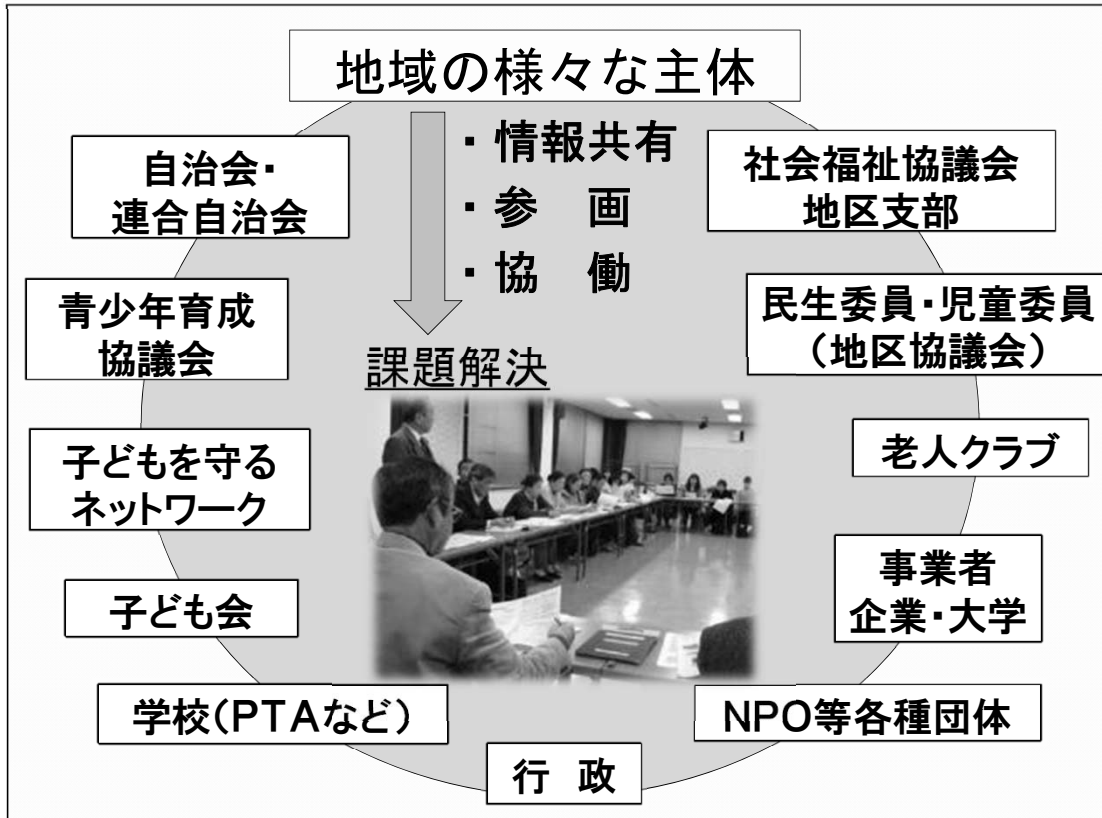


「長崎のまちはみんなで作る」取り組み

様々な市民がお互いに協力してまちづくりを進めるには、情報共有・参画・協働が大切です。

協働って何だろう？

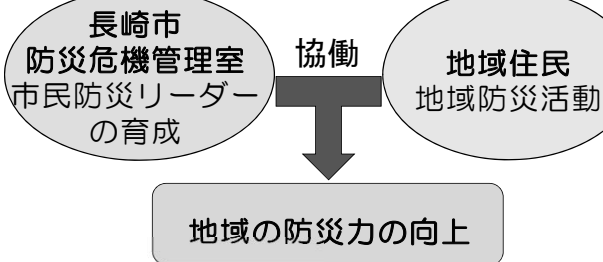
様々な地域課題の解決に、異なる組織が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、協力して取り組むことです。



…協働についての事例を次に紹介します。

協働の事例

みんなで高める地域の防災力



地域の中に、防災に詳しい人を増やしていくために、長崎市では、「市民防災リーダー」の育成を行い、自主防災組織の結成促進に取り組んでいます。また、市民防災リーダーや地元消防団の方などが中心となって、地域の皆さんが多数参加されて地域防災マップづくりなどの地域防災活動に取り組んでいます。



協働の事例

高齢者ふれあいサロンの取り組み

地域住民
(主に高齢者ふれあいサロンサポーター)
それぞれの地域で自主的なサロン運営

協働

高齢者の介護予防
生きがいづくり
仲間づくり・地域づくり

長崎市
高齢者すこやか支援課
サロンの開設・継続支援

長崎市社会福祉協議会
サロンサポーターの養成
サロンの運営サポート



高齢者が、レクリエーションや体操、おしゃべりなどを通して交流を深める「高齢者ふれあいサロン」。

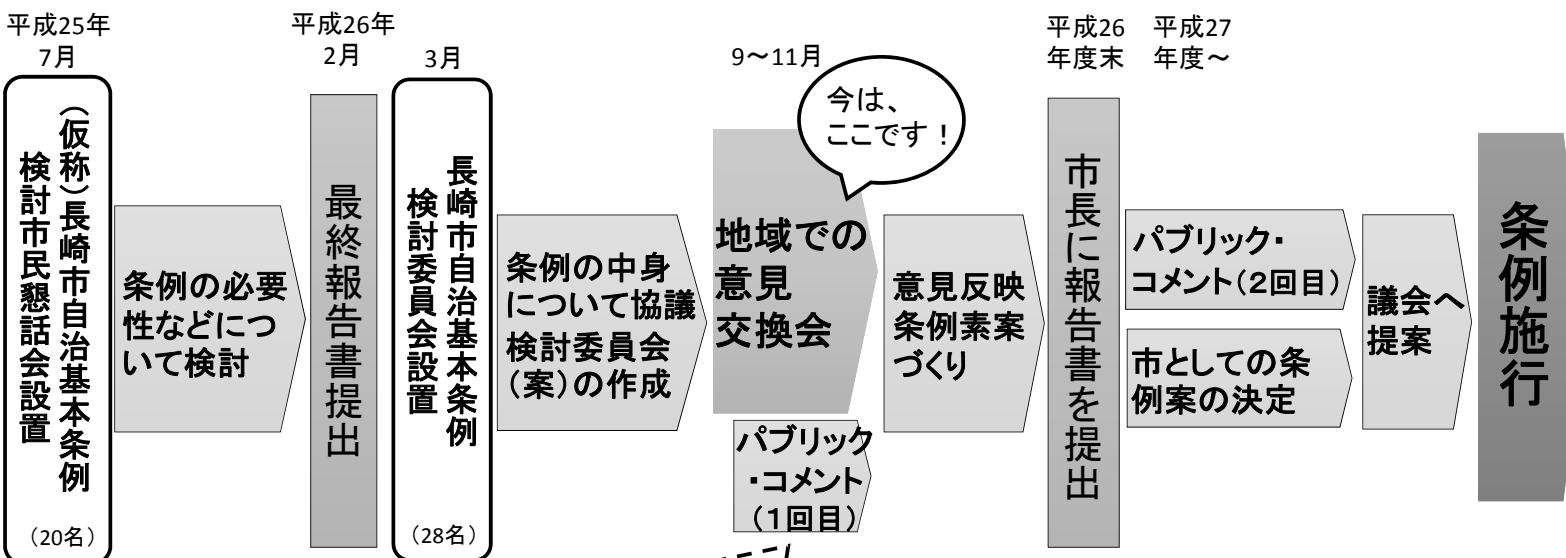
地元の自治会や社協支部の協力・支援のもと、高齢者ふれあいサロンサポーター養成講座の修了者が中心となって運営されています。

長崎市では、サロンの開設・運営における継続的な支援を行っています。また、長崎市から委託を受けた長崎市社会福祉協議会がサロンサポーター養成講座を開催し、サロンの運営等についてもサポートしています。

協働の事例はほかにもたくさんあります。

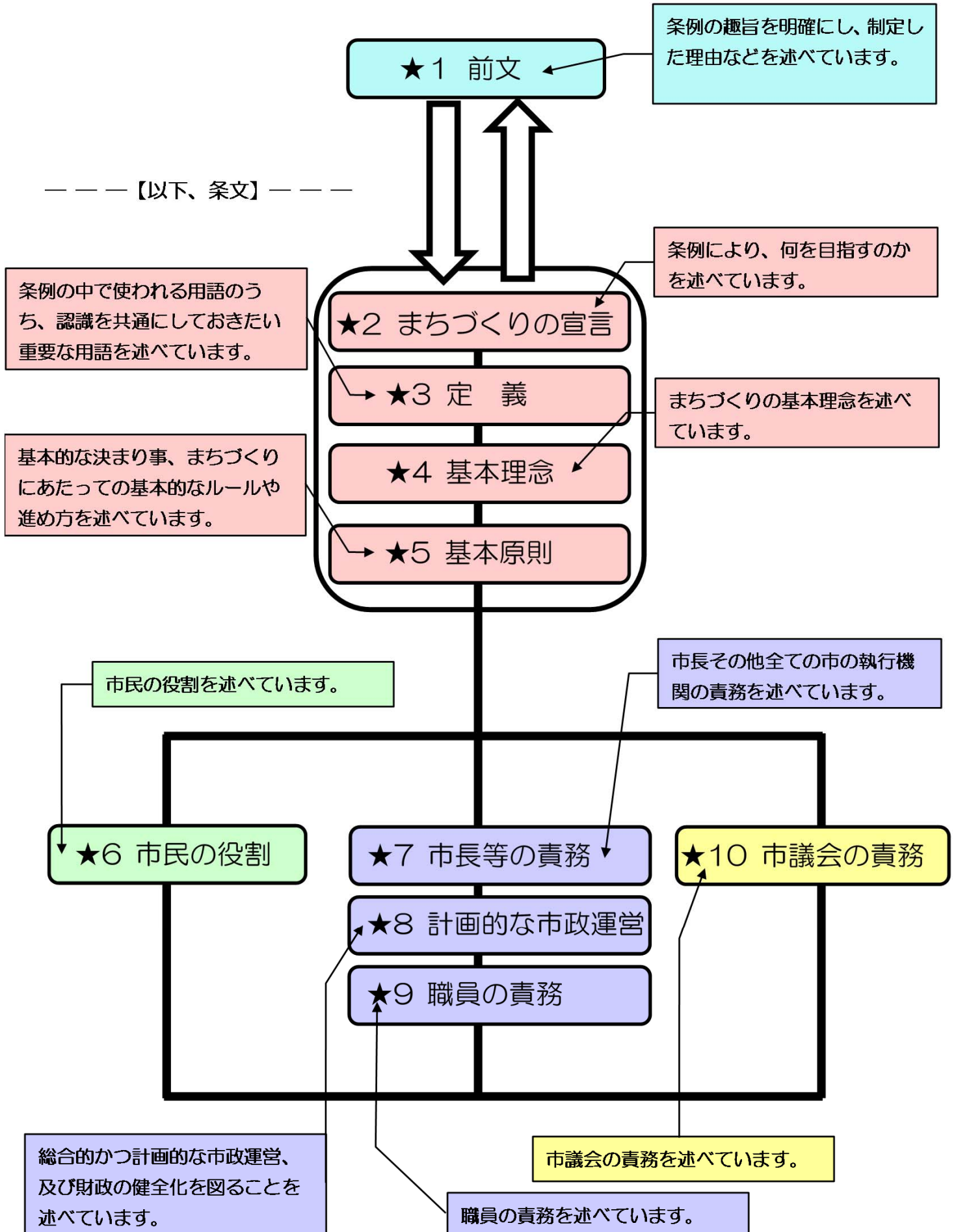
長崎市市民協働推進室のホームページ(「ながさき市民力ネット」)で検索)に掲載の情報誌「that's 市民力」でもご紹介しています。

条例検討の過程



※パブリック・コメント(1回目)は10月10日から実施
※パブリック・コメントの制度については、11ページ
をご参照ください

長崎市よかまちづくり条例の構成



長崎市よかまちづくり条例の骨子

★1 前文

①策定の理由

□長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参加し、行政と協働した経験が蓄積。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立したまちを実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、(仮称)長崎市よかまちづくり条例を制定

②まちの歴史

□長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持った若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持つまち

□原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によって復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまち

③まちの現状

□日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の歴史を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺院や教会群、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っているまち。また、くunchiや精霊流しといった伝統的な祭りや行事が多く継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となっているまち

□これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や和・華・蘭との交流の中で育まれてきた独自の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしているまち

□地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えているまち

④将来のまちに求める姿

□将来のまちに求める姿

- ・歴史を守り、豊かな自然や文化を活かすまち
- ・すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち
- ・世界中のだれもが訪れたいくなるおもてなしに溢れた魅力あるまち
- ・戦争体験、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち

□市民、企業、大学及び行政など様々な主体がまちづくりの担い手となって、それぞれの強みを活かし、それぞれの役割を果たしながら、ともにまちづくりを推進

考え方

この条例の趣旨を明確にするためのものであるとともに、もっとも、まちへの想いを述べるができるものと考えています。条例策定の背景や理由等を説明することにより、条例が目指しているまちの姿を明らかにすることを考えています。

長崎市よかまちづくり条例の骨子

★2 まちづくりの宣言

- ①まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らせ活動できる長崎市らしいまちづくりの推進

考え方

この条例が何を旨したいのかを定めることにより、内容を容易に理解することができると思っています。様々な主体が、つながりをさらに深めることで、長崎らしいまちづくりを進めることを述べています。

★3 定義

- ①市民：次のいずれかに該当する人
- 住民・・・市内に住居を有している人
 - 市内に通勤、通学する人
 - 市内の地域団体・・・自治会など
 - 市民活動団体等・・・NPOやボランティア団体など
 - 事業者・・・市内で、企業や大学といった、事業を営む個人及び法人その他の団体
 - 納税者・・・長崎市に税金を納めている人
- ②市長等：市長その他全ての市の執行機関
- ③まちづくり：様々な分野において、地域をより良いものとするための取り組み
- ④市政：市長等又は市議会が行う活動
- ⑤参画：様々な地域課題の解決やまちづくりに向けた取り組みに、主体的に参加すること
- ⑥協働：様々な地域課題の解決に、異なる組織が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、協力して取り組むこと

考え方

条例の中で使われる用語のうち、その意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないように、認識を共有するため、用語の定義を述べています。

まちの営みに関わっている人は、住民の方だけでなく、団体・企業・納税者・大学・行政等に所属する人で住民ではない人も、互いに協力し合っており、その存在は、現在及びこれからの、まちの成り立ちには必要不可欠な存在であると考えています。

★4 まちづくりの基本理念

- ①歴史を守り、豊かな自然や文化を生かし、だれもが訪れたい魅力あるまちづくり
- ②地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- ③被爆の体験や事実を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

考え方

将来のまちに求める姿を明らかにするものです。もっとも、まちへの想いを込めたもの、根本に据える考えを述べています。

長崎市よかまちづくり条例の骨子

★5 まちづくりの基本原則

- ①情報共有の原則 市民、市議会、市長等が情報を共有するまちづくり
- ②参画の原則 市民が主体的に参画するまちづくり
- ③協働の原則 市民、市議会、市長等が協働するまちづくり

考え方

基本理念を実現するために、基本的な決まり事、まちづくりにあたっての基本的なルールや進め方を述べています。

★6 市民の役割

- ①まちの一員として積極的にまちづくりへ参画し、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという心持ちでまちづくりの実施
- ②自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るための情報共有
- ③お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもって、様々な主体の協働によるまちづくりの実施
- ④世界中の人々とつながり、一人一人がより良いまちにする意識を持ちながら、先人から受け継いできたまちの発展、未来を担う子どもたちへの継承

考え方

市民の皆さんが、できる範囲で行動する心がけをもつことを大切にしながら、まちづくりにあたり、情報を共有し、参画、協働することが、これからのまちの営みにおいて、重要になるものと考え、市民の方の役割について述べています。

★7 市長等の責務

- ①効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のための、市民意思の把握と説明
- ②市民の自主性及び自立性を尊重した参画と協働によるまちづくりの推進
- ③国及び他の地方自治体との積極的な連携
- ④国際社会における役割を果たすため、これまでの国際交流の歴史を生かしながら、国外の都市との積極的な連携及び協力
- ⑤参画と協働によるまちづくりを推進する職員の育成

考え方

市長等は、市長その他全ての市の執行機関が含まれることを意味し、法律又は政令により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限を有していることから、市長等の責務を述べています。

★8 計画的な市政運営

- ①長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及び将来像並びにそれらに基づく施策を体系的に示した計画の策定、及び市民の意見を適切に反映させた総合的かつ計画的な市政の運営
- ②計画的で健全な財政運営

考え方

市の施策を進めるにあたり、総合的かつ計画的な市政運営を行うこと、及び将来にわたって財政の健全化を図ることを述べています。

長崎市よかまちづくり条例の骨子

★9 職員の責務

- ①法令、条例、規則等を遵守し、公正、誠実かつ効率的な職務の遂行
- ②地域社会の一員としての役割を自覚した職務の遂行

考え方

職員は、地方自治法上、長の補助機関であり、長は「その補助機関たる職員を指揮監督する」（同法第154条）とされていますが、職員が果たすべき責務の重要性から、職員の職務の遂行について述べています。

★10 市議会の責務

- ①本市の意思決定を行う議決機関として、議会の権能の発揮
- ②市議会に関する基本的な事項は、長崎市議会基本条例（平成22年長崎市条例第37号）※による

考え方

市議会は、市長等による事務執行の監視等や政策立案等に関する機能を有し、本市の意思決定を行う議決機関としての権能は重要であることを述べています。

長崎市においては、既に、長崎市議会基本条例が平成23年5月2日から施行され、議会及び議員の活動原則等、市民と議会の関係、市長等と議会の関係などについて規定されていることから、具体的な内容については、同条例によることと考えています。

参 考

※ 長崎市議会基本条例（平成22年長崎市条例第37号）においては、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、次の基本的事項、

- ・市民と議会との関係
- ・議会と市長その他の執行機関との関係
- ・その他議会に関すること

を定めることにより、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与することを目的として、条例を制定し施行されています。

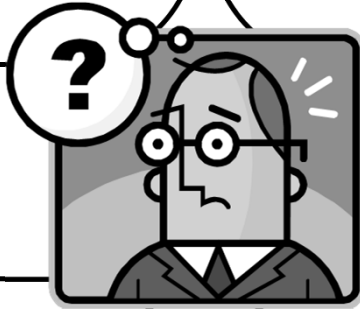
長崎市よかまちづくり条例 Q&A

Q.1 条例ができることでどう変わるの？

A.1 まちづくりに関わるあらゆる場面で、市民、企業、大学、行政などの様々な主体が、条例の趣旨やそれぞれの役割、責務を意識しながら活動していただくことを目指します。また、現在、活動している市民や市民活動団体が、条例を拠り所として、新たな活動の展開や更なる活性化につながるものと考えています。

Q.2 なぜ「条例」にする必要があるの？

A.2 長崎市のまちづくりの基本理念を、包括的・総合的な「条例」として明文化し、議会の議決を得て制定するという重みを重視しています。また、条例を作る過程から、市民の皆さんと一っしょに作り上げ、情報を発信することにより、市民、企業、大学、行政などの様々な主体の意識の醸成を図っていきたいと考えています。



Q.3 市民の参画の具体的な仕組みって？

A.3 長崎市では、市民の皆さんの市政への参加のため、情報公開制度や、附属機関等の審議内容の公開と委員の公募を原則とするなど参画のしくみを整備しています。また、パブリックコメント制度を設け、本市の重要な計画や条例を定める場合は、市民等に広く意見を求めることとしています。このような仕組みを通じて、市政へ参画していただくことができるようにしています。詳しくは11ページでも紹介しています。

Q.4 長崎市の条例の特徴って？

A.4 長崎市よかまちづくり条例は、様々な活動を行う中で、迷った時や困った時に立ち戻ることができるもの、原点となるものとして作っています。条文では、より主体的になるように「私たちは」を主語にして宣言調にしていることや、多様な異国との交流の中で長崎特有のものとしてきた歴史や文化を未来に引き継いでいくことなどについて織り込んでいることが特徴です。

長崎市よかまちづくり条例に関する既存の制度や仕組み

市民の市政参画の制度や仕組みは、すでに実施しているものがたくさんあります。

主な市政運営に 関する条例

行政手続 条例

市民の皆さんからの申請等に対する事務手続きのルールを定めることで、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護しています。

市政に対する理解と関心を深めてもらうため、市民の皆さんが「知りたい、見たい」と思う市政に関する情報が記録された文書の公開を行っています。

情報公開 条例

個人情報 保護条例

市が保有する個人情報の取扱いを適正なものとするための必要なルールを定め、個人の権利・利益の保護を図っています。

市民参画の制度や仕組み

住民説明会・意見交換会など

市政に係る重要事項や、市民に密接に関わる事項等について、住民説明会や意見交換会などを開催し、市民からの意見を聴くことに努めています。

パブリック・コメント制度

本市の重要な計画や条例を定める場合は、市民からの意見を公募する手続きを実施し、広く市民の意見の聴くことに努めています。

パブリック・コメント制度を適用したときは、市民から提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表しています。

附属機関等の公開と公募委員

附属機関及び懇話会等の会議は、原則として公開しています。

また、附属機関等の委員については、法令に定めがある場合等を除き、関係団体など幅広い層から選任するのと併せ、市民からも公募しています。

住 民 投 票

市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するための制度です。住民からの直接請求等により、その事項ごとに住民投票条例を制定して、実施することとなります。

長崎市自治基本条例検討委員会について

平成26年3月に設置された「長崎市自治基本条例検討委員会」は、福祉・環境・平和など、多様な分野の市民や団体等の方々28名で構成され、具体的な条例の中身や周知などについての検討を行っています。

なお、検討委員会には、市役所内の関係課長等も参画し、協働で条例づくりに取り組んでいます。

パブリック・コメントによる、条例(案)の骨子 への意見募集について

【応募方法】 都市経営室、行政センター、支所、市ホームページなどにある応募用紙を提出。

詳しくは、

【応募期間】 10月10日(金)～11月20日(木)

【その他】 匿名や電話での応募不可。

長崎市自治基本条例検討委員会 (愛称)よかまちづくり隊 平成26年9月作成

このパンフレットへのお問い合わせ

(事務局) 長崎市総務局企画財政部都市経営室

〒850-8685 長崎市桜町2-22(市役所本館4階)
TEL. 095-829-1111 FAX. 095-829-1112
E-mail. toshikeiei@city.nagasaki.lg.jp